

2016 年 11 月吉日

お客さま 各位

東北労働金庫

「夫婦連生団信」中途加入の取扱いについて

日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東北労働金庫では、2015 年 4 月 1 日より住宅ローンをご利用いただくにあたり「夫婦連生団信」を取扱いしております。

「夫婦連生団信」は、ご夫婦が連帯債務者となって当金庫住宅ローンをご利用いただく際にご加入いただける団体信用生命保険で、ご夫婦のどちらかに万一のことがあった場合にご利用中の住宅ローンの残高全額が保険対象となる制度です。

この度、2015 年 3 月 31 日以前に当金庫住宅ローンをご契約された方を対象に、期間限定で「夫婦連生団信」の中途加入のお取扱いをさせていただきますので、以下の通りお知らせいたします。

今後とも、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. ご対象のお客様

2015 年 3 月 31 日以前にご夫婦の連帯債務により当金庫住宅ローンをご契約いただいた方で、「ろうきん団体信用生命保険（保険会社：明治安田生命保険相互会社）」に加入されている方。
※ろうきん 3 大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険（日本生命保険相互会社）、全労済生命共済に加入されている方は対象外となります。

2. お手続きについて

お手続きにつきましては、保険会社の加入手続き等が必要となりますので、最寄りの店舗へご相談ください。

なお、年齢や保険会社の加入審査等により、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

3. お借入利率について

「夫婦連生団信」に中途加入いただく場合には、現在のお借入利率に年 0.1%を上乗せさせていただきます。（ご返済終了時まで）

4. お取扱期間

2016 年 10 月 1 日（土）～2018 年 3 月 31 日（土）ご加入分

【添付資料】

○夫婦連生団信の概要

以上

連帯債務で住宅ローンをご利用の方に

れんせい

夫婦連生団信

住宅ローン
ご融資金利 + 年 **0.1%** で **ローン残高が0円** 万一のときに

- 夫婦のどちらかに万一のときに「安心」できる団体信用生命保険です。
- 「夫婦連生団信」は夫婦共働きで、夫婦で借入する場合にお勧めします。



団体信用生命保険について

ろうきんの住宅ローンには、万一の場合に備え、団体信用生命保険〈団信〉[※]が付保されています。ご加入いただいた方が死亡または所定の高度障害といった不測の事態に陥った場合、保険金により住宅ローンの借入金が返済され、ご家族に住宅ローンの負担を残さない仕組みとなっています。ろうきんでは、ご夫婦が連帯債務で住宅ローンをご利用の場合、団信の加入方法が2種類あります。
※団信の契約者は労働金庫連合会です。

2つの加入方法の特徴（ポイント）

夫婦連生団信の場合

借入金額 3,000万円



主債務者

連帯債務者



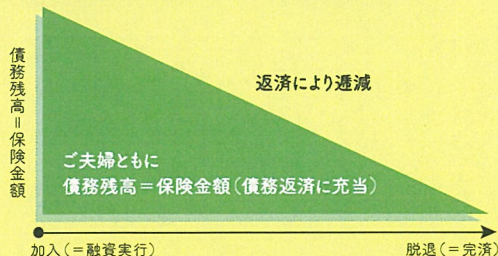
団信 3,000万円

団信 3,000万円

ご夫婦どちらかに万一の場合、残債0円

【保険金額のイメージ】

- 被保険者はご夫婦2人（保険金額は同一）



保険金額 = 債務残高

ご夫婦のどちらかが死亡または所定の高度障害状態になられた場合、住宅ローンは完済となります。

これまでの団信 (付保割合設定)の場合

借入金額 3,000万円



主債務者

連帯債務者



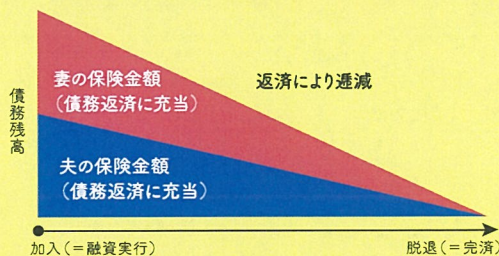
団信 1,500万円

団信 1,500万円

ご夫婦どちらかに万一のことがあった場合、
債務が残る。単独返済開始。

【保険金額のイメージ】

- 夫の付保割合50%、妻の付保割合50%で加入の場合



保険金額 = 債務残高 × 付保割合 (%)

付保割合に応じた保険金が支払われるため
債務の一部が残ります。

夫婦連生と付保割合設定の比較

項 目	連帯債務で2人以上が団信に加入する場合		1人で団信に加入する場合 (単独加入)
	①夫婦連生	②付保割合設定	
被 保 険 者	夫婦である連帯債務者2人	連帯債務で団信加入を行なった複数名 (2人以上も取扱可) ※合計が100%となるように被保険者ごとに付保割合を設定	債務者1人 ※連帯債務の場合でも1人で団信に加入する場合はこの方式
保 障 内 容	死亡・所定の高度障害状態		
ご加入いただける方	保障開始日現在、満18歳以上満66歳未満の方で、保険会社の加入承諾がある方		
保 険 金 額	保険金額=債務残高 ※ご夫婦とも同一	保険金額=債務残高×付保割合(%) ※付保割合に応じた保険金が支払われるため、残った債務についてはご返済を継続いただきます	保険金額=債務残高
金 利 負 担	住宅ローン金利にお一人分の保険料相当額が上乗せされます	なし(住宅ローン金利に含まれます)	なし(住宅ローン金利に含まれます)
保 険 金 が 支 払 わ れ な い 場 合	(1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態になられたとき (3) 戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺取消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大事由による解除の場合 (7) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態になられたとき(その傷害や疾病を告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません) (8) 夫婦連生の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者が死亡または高度障害状態になられたとき	(1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態になられたとき (3) 戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺取消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大事由による解除の場合 (7) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態になられたとき(その傷害や疾病を告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません)	(1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態になられたとき (3) 戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺取消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大事由による解除の場合 (7) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態になられたとき(その傷害や疾病を告知いただいたうえでご加入されたとしてもお支払いの対象とはなりません)
脱 退	(1) 借入金を完済されたとき (2) 満76歳に到達されたとき (3) ご夫婦いずれかの被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられたとき ※いずれか一方が76歳に到達した場合や、連帯債務でなくなった場合、他方は単独加入に移行します 上乗せ金利(年0.1%)の変更はありません	(1) 借入金を完済されたとき (2) 満76歳に到達されたとき (3) 死亡または所定の高度障害状態になられたとき ※1人の被保険者に保険事故があっても、残る被保険者は加入継続します	(1) 借入金を完済されたとき (2) 満76歳に到達されたとき (3) 死亡または所定の高度障害状態になられたとき
告 知 書 の 記 入	ご夫婦それぞれより告知書をご提出いただきます →告知書②枚目の夫婦連生「(利用)する」に○をご記入ください	すべての加入申込者より告知書をご提出いただきます →告知書②枚目に付保割合と他の被保険者氏名をご記入ください	
備 考	●ご利用いただける方は住宅ローン申込時点でご夫婦で連帯債務の場合に限ります (加入後の団信切替は不可) ●ご夫婦のどちらかが保険会社の加入承諾が得られなかった場合は、単独加入としての取扱となります		

連帯債務で返済をする際の留意点	団体信用生命保険からの保険金の支払いによって完済された住宅ローンの借入者に連帯債務者がいた場合、もう一方の債務者(連帯債務者)のローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
-----------------	--

保険金のお支払について

被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当した場合、保険金が支払われ住宅ローンの返済に充当されます。

- (1) 死亡されたとき
- (2) 保障開始日以後の傷害または疾病が原因で、次のいずれかに該当する高度障害状態になられたとき
 - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 - ④胸部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※制度内容など詳細については「団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」をご一読ください。

MY-A-17-LF-000003 2016年4月1日現在